

高等学校における知的障害のある生徒の受入れ方策について

答 申

平成 17 年 8 月 12 日

大阪府学校教育審議会

一 目 次

はじめに	．．．．． 1
Ⅰ 調査研究について	
1. 調査研究の経過	．．．．． 3
2. 調査研究の内容と推進体制	．．．．． 3
3. 調査研究校の指定	．．．．． 5
Ⅱ 調査研究の検証と課題	
1. 入学者選抜の在り方	．．．．． 6
2. 学校内における受入れ体制・指導体制	．．．．． 7
3. 教育課程の研究及び個別の指導計画	．．．．． 8
4. 指導内容・方法及び評価	．．．．． 9
5. 入学生徒の出身中学校との連携	．．．．． 10
6. 卒業後の進路及びアフターケア	．．．．． 11
7. 地域の医療・福祉・労働機関等との連携の在り方	．．．．． 11
8. 人権教育の充実	．．．．． 12
9. 知的障害のある生徒の保護者の意識	．．．．． 13
Ⅲ 今後の方向性	
1. 調査研究を継承する取組み	．．．．． 14
2. 調査研究の趣旨を活かした取組み	．．．．． 15
Ⅳ 実施に向けての課題	
1. 教職員の資質向上	．．．．． 16
2. 府民への周知と理解促進	．．．．． 16
3. 府内の医療・福祉・労働機関等への周知と理解促進	．．．．． 16
4. 国に対する要望	．．．．． 16
資料	
1. 平成 13 年度知的障害のある生徒の高等学校受入れに係る 調査研究入学者選抜実施要項及び様式	．．．．． 19
2. 平成 16 年度知的障害のある生徒の高等学校受入れに係る 調査研究入学者選抜実施要項及び様式	．．．．． 29
3. 知的障害のある生徒の後期中等教育に関するアンケート 及び結果	．．．．． 41
4. 高等学校学習指導要領 配慮すべき事項（抜粋）	．．．．． 63
5. 府教育委員会通知文「府立学校における障害のある生徒 に対する学習指導及び評価について」	．．．．． 65

はじめに

障害のある子どもたちの教育については、近年の国際的な動向として、通常の教育の場で、一人ひとりの特別な教育的ニーズに応じて支援と指導を行うインクルージョンの方向に進展している。

国においては、障害者の自立と社会参加の一層の促進を図ることを基本理念として制定した障害者基本法を平成16年6月に一部改正し、基本理念に「障害を理由として差別やその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」と規定を加えるとともに、施策の基本方針にも、「障害者の自主性が十分に尊重され、かつ、障害者が、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう配慮されなければならない。」と規定を加えた。

また、障害のある幼児・児童・生徒の教育については、特別支援教育という考え方を示し、『特別支援教育を推進するための制度の在り方について（中間報告）』において、「児童生徒等の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、児童生徒等一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、（中略）適切な指導や必要な支援を行う」としている。現在、その制度の在り方について、中央教育審議会で審議が進められている。

大阪府では、平成15年3月に策定した第3次大阪府障害者計画の中で、障害のあるなしにかかわらず、すべての幼児・児童・生徒が「共に学び、共に育つ」ことをめざすとともに、一人ひとりの障害の状況に応じた教育が推進されている。

現在、府内の公立小・中学校の96%（平成16年度）に養護学級が設置されており、ほぼすべての学校において「共に学び、共に育つ」教育が行われている。

また、高等学校への進学率が約96%（平成16年度）に達している状況となっていることから、高等学校でも「共に学び、共に育つ」教育への要請が高まっている。

これまで、公立高等学校における身体障害のある生徒の入学については、入学者選抜における受検上の配慮もあり増加の傾向にあるが、知的障害のある生徒の進学率は低い状況が続いている。

このような状況のもと、平成12年7月に、大阪府学校教育審議会は府教育委員会から「知的障害のある生徒の後期中等教育の充実方策について」諮問をされた。

本諮問事項は、より幅広く、かつ専門的な立場から議論を深め、その具体的な方策を定めていくことが必要であることから、本審議会では、直ちに障害教育専門部会（以下「専門部会」という。）を設置し、その審議を同専門部会に付託することとした。

専門部会においては、平成13年度から府教育委員会が実施している知的障害のある生徒の高等学校受入れに係る調査研究（以下「調査研究」という。）の進捗状況について随時報告を受けながら、調査研究校の視察も行い、平成15年12月には、中間報告をとりまとめた。

その後、その調査研究の成果と課題、さらには課題解決の方向性を明らかにする

など、検討を深めてきた結果、平成 17 年 6 月には、専門部会より本審議会に対しその報告があった。本審議会で、さらに検討を加えた上で、ここに答申をとりまとめた。

今後、府教育委員会においては、答申内容を真摯に受け止めるとともに、その実現に向け、さらに検討を進めることを望むものである。

I 調査研究について

1. 調査研究の経過

平成12年7月に、府教育委員会より諮問された「知的障害のある生徒の後期中等教育の充実方策について」は、「1 高等学校における知的障害のある生徒の受入れ方策について」及び「2 養護学校高等部の今日的課題に対する改善方策について」という二つの審議テーマがあった。

本審議会では、テーマ1について、同年11月、「今後、知的障害のある生徒の後期中等教育の在り方について審議を深め、一定の方向性を見出していくためには、受入れや交流の実績のある高等学校における具体的・実証的な研究を基礎とした検証が不可欠である。早急に調査研究校を指定し、その研究成果を踏まえ、引き続き検討することが重要である。」という提言をとりまとめた。

これを受け、府教育委員会は、知的障害のある生徒に関する指導目標、指導内容、指導方法等を高等学校教育の中にどのように位置づけるのか、また、高等学校に受入れることによってどのような教育的効果が期待できるのかなどについて、平成13年度から概ね5年間の実証的な調査研究を開始し、現在に至っている。

なお、テーマ2については、テーマ1の提言の後、審議を重ねた結果、平成14年3月に答申を行った。

2. 調査研究の内容と推進体制

本審議会が行った上記の提言（平成12年11月）における調査研究の内容と推進体制は次のとおりである。なお、調査研究校の入学選抜実施要項（資料1参照）の作成に当たっては、当該校の意見も参考にしている。

—調査研究の内容—

(1) 趣旨・目的

知的障害のある生徒の後期中等教育の在り方について、審議を深め、一定の方向性を見出していくため、調査研究校において、知的障害のある生徒を受入れ、具体的・実証的な研究を行い、その成果を提供することを目的とする。

(2) 主な研究内容

調査研究校は、下記のような研究テーマ等を参考にして実践的な研究を行う。

- ・ 入学選抜の在り方に関する研究
- ・ 校内における受入れ体制・指導体制に関する研究
- ・ 生徒の実態に対応する教育課程の研究・個別の指導計画に関する研究
- ・ 指導内容・方法、評価に関する研究
- ・ 入学生徒の出身中学校との連携の在り方に関する研究
- ・ 卒業後の進路及びアフターケアに関する研究

- ・地域の医療・福祉・労働機関等との連携の在り方に関する研究
- ・その他、大阪府学校教育審議会から付託された事項

(3) 研究期間

概ね5年間とする。

(4) 調査研究校の要件

調査研究校については、以下の要件を満たすことが望ましい。

- ・知的障害のある生徒の受入れや交流の実績があること
- ・地域の中学校との連携や支援が期待できること
- ・地域の福祉関係、授産施設等との連携が図れること

(5) 志願者の要件

- ・知的障害があり教育上配慮を要する者
- ・学習意欲があり、学校生活の中でコミュニケーションが図れる者
- ・中学校を当該年度に卒業する見込みで、校長の推薦を受けた者

(6) 調査研究校

数校程度とする。

(7) 募集人員

1校につき2名程度とする。

(別途定める、当該高等学校の募集人員の外数である)

(8) 入学者の選抜

作文、面接、調査書等において選抜する。

なお、受検者が募集人員を超える場合、調査研究校の校長は、府教育委員会と協議する。

(9) その他

調査研究の進捗状況に応じ、所要の修正を行うものとする。

—調査研究の推進体制—

(1) 調査研究校における推進体制の整備

校長をはじめとする教職員や関係者で構成する推進委員会を設置する。

(2) 調査研究校連絡協議会の設置

調査研究校への支援、情報交換及び課題整理と実践集約等のため、連絡協議会を設置する。

[構成]

当該調査研究校、学識経験者、知的障害者サポートセンター、
府教育センター、養護学校、中学校、高等学校、府教育委員会（事務局） 等

(3) 学生によるサポート

学生ボランティアを活用し、知的障害のある生徒の教育的支援を行う。

なお、調査研究にあたっては、本人、保護者の意見を十分に聴取し推進すること。

3. 調査研究校の指定

本審議会の提言（平成12年11月）に基づき、府教育委員会が全府立高等学校に対して調査研究実施方針を通知したところ、4校の校長より調査研究校への指定の申請があった。4校の学科、所在地、通学区域は次のとおりである。

府立阿武野高等学校（普通科、高槻市、第2学区）

府立西成高等学校（普通科（注）、大阪市西成区、第6学区）

府立柴島高等学校（総合学科、大阪市東淀川区、府内全域）

府立松原高等学校（総合学科、松原市、府内全域）

※注：西成高等学校は平成15年度より普通科総合選択制に移行した。

これら4校の普通科・総合学科とは別に、専門学科を持つ学校においても調査研究を行う必要があることから、府教育委員会は、府立高等学校長協会実業部会において、調査研究校への申請を検討するよう要請した。その結果、平成14年11月、府立園芸高等学校長から調査研究校への指定の申請があり、平成15年度より調査研究を開始した。なお、府立園芸高等学校の学科、所在地、通学区域は次のとおりである。

府立園芸高等学校（農業に関する学科、池田市、府内全域）

また、大阪市教育委員会においても、大阪市立桜宮高等学校を調査研究校に指定し、平成14年度から同様の調査研究を行っている。

II 調査研究の検証と課題

これまでの調査研究により、以下のような教育効果が現れている。

まず、調査研究で入学した生徒は、忍耐力や持続力が向上し、自立心が高まるとともに、表現力が豊かになるなど集団の中で生活する力を着実に身につけてきている。

これは、多くの生徒が集まり、多くの個性が存在し、絶えずその影響を受ける高等学校という場で日々学んでいることによるところが大きいと考えられる。

また、周囲の生徒は、小・中学校で障害のある生徒と共に過ごしてきた者も多いことから、知的障害のある生徒が高等学校で共に学んでいることに理解を示し、一人の級友として自然に接している。いくつかの調査研究校では、障害のある生徒を囲んで活動するサークルが結成されており、放課後だけではなく、時により、休日にも活動している。これらのサークルに参加していた生徒の中には、卒業後も、学習サポーター（学生ボランティアによる当該生徒の支援者）として母校において知的障害のある生徒を支える者も出てきており、共に活動したことによる成果が現れている。今後とも、これらの活動が発展することにより、生徒の地域における生活の充実につながっていくことが期待される。

次に、教職員については、知的障害のある生徒と接することで、障害教育を実践的に学び、障害のある生徒と障害のない生徒とが共に学んでいる姿をとおして、インクルージョンの理念を体験的に学んでいる。また、生徒の障害の状況等が多様であることから、生徒一人ひとりに応じた指導を行うことが教職員の生徒指導力の向上につながり、生徒理解の幅も広がるという効果を生んでいる。

この調査研究は全国で初めての取組みであるため、開始当初より広く全国各地から関心が寄せられ、他の都道府県において知的障害のある生徒の後期中等教育の在り方を検討する動きが活発になる一つの契機となった。また、各種の報道や調査研究報告会、保護者を対象としたアンケートの実施等により、保護者をはじめ府民の関心も高まりを見せている。

次に、これまでの調査研究の検証を行う。

1. 入学者選抜の在り方

(1) 入学者選抜の状況

入学者選抜における各年度別の志願者及び合格者を表1に示している。

平成13年度の選抜においては倍率が2.0倍であったが、平成17年度選抜においては5.3倍となっており、志願者は増加している。

選抜に当たっては、各調査研究校にお

(表1) 入学志願者数と合格者数の推移

入学年度	志願者数	合格者数	倍率
平成13年度	16人	8人	2.0倍
平成14年度	28人	8人	3.5倍
平成15年度	34人	10人	3.4倍
平成16年度	39人	10人	3.9倍
平成17年度	53人	10人	5.3倍

(大阪市立は除く)

いて、校長のもとに選抜委員会を設置し、調査書、中学校長による推薦書、面接（原則として保護者同伴）を資料として、合格者を決定してきた。また、志願者が募集人員を上回った場合は、調査研究を円滑に進める上で、中学校との連携が不可欠であることから、選抜実施要項に基づき、従前より連携の深い中学校の志願者を優先してきた。

平成 16 年度の入学者選抜からは、より詳細な情報収集を行うため、調査書及び推薦書の書式を変更するとともに、志願者の長所を探る効果的な面接を行えるよう自己申告書を導入するなどの工夫を加えた。（資料 2）

今後とも、入学者選抜については、より一層の公平性を確保するため、この調査研究の取組みを踏まえ、種々の検討を加えていくことが重要である。

(2) 入学した生徒の状況

入学した生徒の障害等の状況については、表 2 にまとめている。

平成 13 年度から 15 年度の入学生は全員が療育手帳（注）を所持しており、16 年度、17 年度の入学生は 10 名中 7 名が所持している。

また、知的障害に加え、他の障害のある生徒は毎年 2～3 名が入学しており、食事や移動等に介助が必要な生徒もいる。

（表 2）生徒の障害等の状況

入学年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
生徒数	8 人	8 人	10 人	10 人	10 人
療育手帳の所持(A,B1,B2)	8(5,1,2)人	8(1,3,4)人	10(2,3,5)人	7(2,3,2)人	7(2,2,3)人
自閉的傾向がある	1 人	2 人	0 人	3 人	4 人
多動性がある	1 人	0 人	0 人	0 人	1 人
てんかん発作がある	1 人	3 人	0 人	0 人	1 人
他の障害がある	2 人	2 人	3 人	2 人	2 人
移動に介助が必要	2 人	0 人	1 人	0 人	1 人
食事など生活介助が必要	2 人	0 人	1 人	0 人	2 人

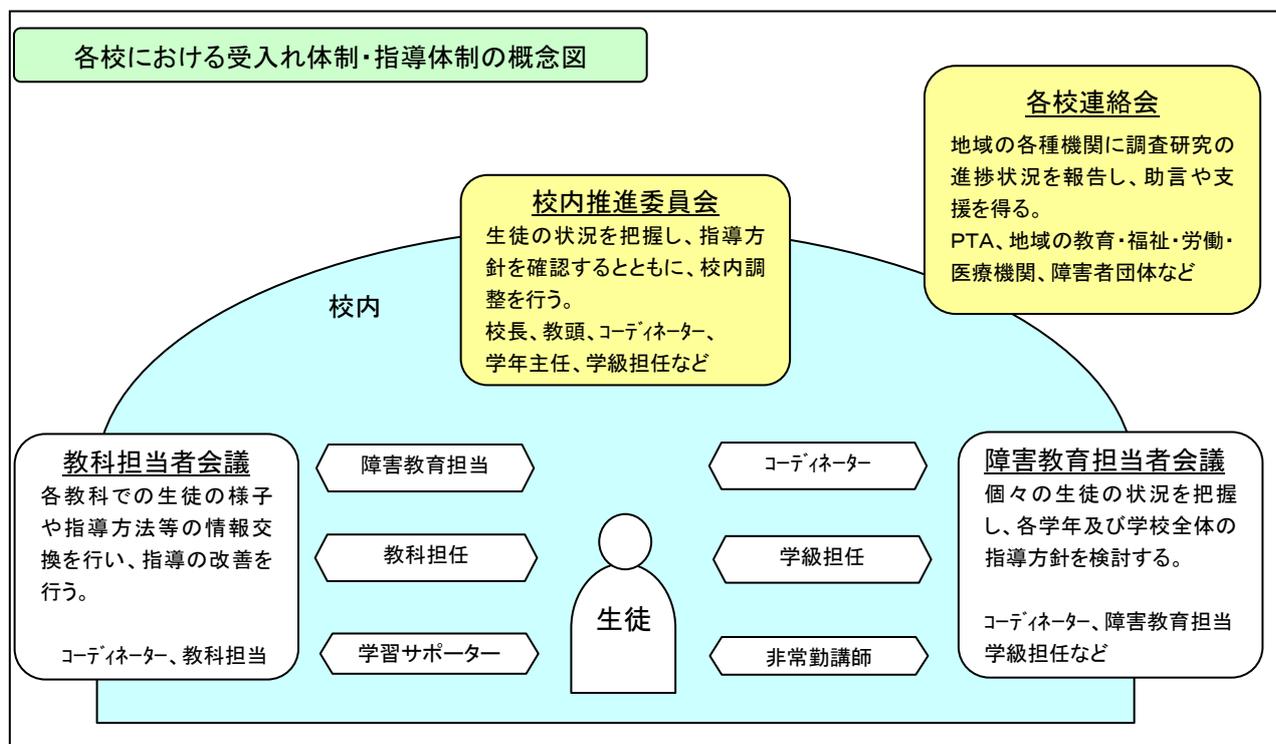
※注：療育手帳は、申請に基づき、知的障害があると判定された人に発行され、知的障害の程度が重度の場合が A、中度の場合が B1、軽度の場合が B2 という判定が行われる。

2. 学校内における受入れ体制・指導体制

調査研究に関わる人材としては、コーディネーターの役割を担う教員を 1 名配置するとともに、個別授業を担当する非常勤講師、生徒の学校生活の支援を行う学習サポーター等を配置している。これらの人員と校内努力により、概ね円滑に調査研究が進められているが、全体の教職員数が少ない学校では、教育課程の編成等に工夫が必要となっている。

また、生徒の受入れ及び指導を円滑に行い、学校全体で取組みを進めるため、校内に委員会や会議を設置し体制を整えている。（次ページの図参照）

会議や委員会の名称は各校により違いがあるが、構成メンバーはほぼ同様となっており、この校内体制が生徒の指導や調査研究の進捗に大きな役割を果たしている。今後とも、これらの組織を中心として、校務分掌等と連携しながら全校的な推進体制を一層充実していくことが重要である。



3. 教育課程の研究及び個別の指導計画

(1) 生徒の実態に応じた教育課程

調査研究校における教育課程については、平成11年3月に告示された高等学校の新学習指導要領（施行は平成15年度）における配慮すべき事項（資料4）、府教育委員会通知「府立高等学校における障害のある生徒に対する学習指導及び評価について」（平成13年9月12日）（資料5）を基本的な考え方として、個々の障害の状況に応じて必要な検討を行い、新たな教科・科目や学校設定科目を開講するなどの工夫を行い編成している。

学科ごとの特徴を見ると、共通履修科目を多く設定している普通科では、知的障害のある生徒の状況に応じて、共通履修科目の精選を行い、新たな教科・科目や学校設定科目の開講により、教育課程を編成している。

多くの選択科目が開講されている普通科総合選択制や総合学科では、選択科目を適切に組み合わせることにより、知的障害のある生徒の状況に応じた教育課程を編成している。

専門学科では、より高い学習効果を得られるよう、知的障害のある生徒の興味・関心と一致する専門科目を中心に教育課程を編成している。

(2) 個別の指導計画の作成

障害のある幼児・児童・生徒の指導に当たっては、その障害等の種類や程度も多様であるため、一人ひとりの能力や特性等を考慮した指導計画の作成が求められている。

平成11年3月に告示された盲・聾・養護学校（高等部）の学習指導要領（施行は平成15年度）においては、個別の指導計画を作成することが明記されており、調査研究においても、個別の指導計画の作成を研究テーマの一つにあげてきた。

調査研究を開始した初年度は、個別の指導計画が新しく示されたものであったので、各校においてその理解と作成に時間を要した。

しかし、日々の学校生活の中で、生徒の状況把握を行いながら、指導内容やその結果を個人カルテのように積み上げていく必要があるという認識が教職員の中で定着してきた現在では、個別の指導計画の理解と作成が進み、各校ですべての知的障害のある生徒の個別の指導計画が作成されている。

今後も引き続き、個々の生徒に応じた指導目標や指導内容の設定等、個別の指導計画の充実に努めるとともに、卒業後の進路も見据えた個別の移行支援計画（注）を作成し、これらが総合的に展開されることが必要である。

また、個別の指導計画に、校内での諸活動における周囲の生徒との関わりを盛り込むこと、保護者の意見を積極的に取り入れることにも努める必要がある。

さらに、各教科・科目、ADL（日常生活動作）における目標や指導方法については、各調査研究校間の情報交換とともに、府教育センターや養護学校のセンター的機能を活用した助言や協力も有効である。

なお、生徒の地域や家庭における生活支援を検討する上で、特に、休日や長期休業中の課題が大きいことを踏まえて、高等学校が地域の様々な機関と連携してともに考えていくことも重要である。

※注：「個別の移行支援計画」とは、障害のある子どもが地域社会で自立して生活していくことを想定し、学校や保護者、労働・福祉関係機関等が連携して作成する支援計画のこと。

4. 指導内容・方法及び評価

(1) 教科・科目における指導内容・方法

指導内容については、各生徒の障害の状況等に応じて検討する必要があることから、1学年の当初は、中学校における指導内容を参考にし、継続的指導も含め検討を行っている。高校での生活が進み、教職員が生徒の状況について理解を深めていく中で、個々の生徒に合った、より適切な教材開発や指導方法の工夫が進んでいる。

授業形態については、教科・科目の指導内容と密接に関連していることから、各調査研究校とも個々の生徒の障害の状況等を勘案し、教育課程を考慮しながら、設定している。これらは表3にまとめている。

(表3)授業形態と呼称

形態	授業の呼称	学習内容	教職員等	学習集団
共学	クラス授業	同一または別内容	1名	クラス
	付添(入り込み)授業	同一または別内容	付添あり	クラス
個別	個別(抽出)授業	別内容	1名	障害のある生徒のみ
	小集団授業	教科・科目の 基礎的な内容	1～3名	障害のある生徒のみ

今後とも、教材や指導内容・方法の開発と研究に努めるとともに、より効果的な履修計画の設定に努める必要がある。なお、付添授業については、授業担当者と付添者の役割分担、付添者の他の生徒への関わりなど、授業の充実に向けてさらなる工夫が必要である。

(2) 評価

各教科・科目の評価は、指導目標における達成度や生徒の興味・関心の広さ、学習における積極性等を評価の観点として絶対評価を行っている。

調査研究を開始した当初は、相対評価ではなく絶対評価を行うことや、生徒により評価基準が違うことについて議論が重ねられてきたが、現在では知的障害のある生徒の学習成果について絶対評価することはほぼ定着し、単位認定が行われている。今後も上記の観点での共通理解を深めながら、評価と単位認定を行っていくことが有効である。

5. 入学生徒の出身中学校との連携

出身中学校との連携については、障害のある生徒が円滑に高校生活を送るに当たって不可欠なものであり、調査研究においても、重要な研究テーマの一つとしている。

各調査研究校では、中学校における進路相談の時期から、生徒・保護者、中学校教職員による調査研究校見学や入学者選抜での配慮事項の相談等、連携を行っている。

合格発表後は、中学校に赴き、ヒアリング等により、生徒の状況や中学校での指導方法や内容を把握し、調査研究校における教育課程や授業形態の検討に反映している。

さらに、入学後も、中学校の教員を招いた研究授業や中高連絡会を開催するなど、生徒が円滑な高校生活を送ることができるよう、中学校から様々な助言を得ている。

このように、出身中学校との連携は、必要不可欠なものとなっており、今後も連携の強化に努める必要がある。

そのため、府教育委員会においても、府内の市町村教育委員会を通じて中学校に対し、中・高連携の重要性を一層周知していく必要がある。

6. 卒業後の進路及びアフターケア

平成13年度入学生8名、平成14年度入学生8名は、本人や保護者、教職員や関係者の努力により、様々な課題を克服し、全員が卒業の日を迎えることができた。それぞれの卒業後の進路先は表4のとおりである。社会全体の雇用環境は依然として厳しい状況が続いている中、卒業と同時に就職に結びついた生徒は少ないものの、授産施設や就労支援施設（職業能力開発校、職業リハビリテーションセンター）等へ進んだ生徒は、就労に向けての様々な技能の修得に励んでいる。

(表4) 卒業生の進路状況

入学年度	平成13年度	平成14年度
就職	1人	0人
更生・授産施設	2人	3人
就労支援施設	1人	2人
小規模作業所	2人	2人
ディサービス利用(在宅)	2人	0人
在宅	0人	1人

平成13年度入学生は、卒業後、既に1年が経過しているが、全員、新たな進路先で活動している。

生徒の進路指導に当たっては、将来における職業的・社会的自立をめざして、グループホーム等を活用した地域での生活や、障害者就業・生活支援センターとの連携等も選択肢に加え、生徒や保護者の希望を十分に把握した上での指導や支援が必要である。

また最近では、大学や専門学校等における学習や交流を希望する状況も生じてきている。

今後も、各校においては、卒業後も生徒の自立に向けた努力を見守りながら、必要に応じて相談や支援に努めることが重要である。

また、就労意識の醸成に向けては、各校において、授業等で作業所実習等により就労体験を実施しているが、今後もこうした取組みを進めるとともに、インターシップなど高校生全体を対象とした事業や、障害者職業センターの職業評価など障害のある生徒を対象とした事業等を積極的に活用しながら取り組んでいく必要がある。

7. 地域の医療・福祉・労働機関等との連携の在り方

府教育委員会は、「調査研究校連絡協議会」を設置し、調査研究校への支援や情報交換、調査研究における課題整理と実践の集約を行っている。

同協議会の平成16年度の委員構成は表5のとおりである。

同協議会のもとには、各校のコーディネーターを中心とし、関係機関、関係部局からの参画を得たワーキンググループを設け、各調査研究校からの要請に応じて、委員が個別の相談や支援にもあたっている。

今後とも府教育委員会は、府の関係部局と連携を図りながら、同協議会に医療・心理分野の助言を得る仕組みなど、調査研究校をバックアップする体制づくりを一層充実していくことが求められる。

(表5) 調査研究校連絡協議会の構成(平成16年度)

府立調査研究校	大阪府中学校長会
学識経験者	府立高等学校長協会
労働関係機関	府立盲聾養護学校長協会
福祉関係機関	大阪府教育センター
大阪市教育委員会	大阪府教育委員会

また、各調査研究校における関係機関との連携については、これまでのハローワーク（職業安定所）等の労働関係機関に加え、調査研究を進める中で、生徒の障害の状況等により、必要に応じて医療機関と相談を行い、生徒理解や指導に活用したり、生徒の作業実習等で福祉関係機関の協力を得るなど、これらの関係機関の間でも新たな関係づくりが進んできた。

今後とも、生徒の卒業後の社会参加や自立に向けた移行をより円滑に行うため、各調査研究校は、障害者就業・生活支援センター等の福祉・労働機関や近隣の養護学校との連携体制を一層充実する必要がある。

8. 人権教育の充実

調査研究校においては、人権教育を大きな柱と位置づけ、人権教育推進委員会等を中心としながら、学校全体で様々な人権課題について学習を行ってきた。

調査研究に関わっては、入学した生徒や保護者の思いを受け止め、それらを踏まえながらホームルームや各学年における学習や活動を実施することによって、人権意識の醸成に努めてきた。その結果が、この章の前文（p.6）で触れた教育的効果となって現れてきている。

しかし、こうした成果の一方で、一部の生徒による知的障害のある生徒に対するからかいや悪質ないじめ事象が生じた。

当該校では、調査研究推進委員会を中心として、いじめを受けた生徒を支える取り組みを進めるとともに、いじめに関わった生徒に対する指導を行った。

生徒の心情が明らかになる中で、いじめに関わった生徒本人が、中学校時代にからかいやいじめの対象となっていたこと、学校生活での不満や不信がいじめにつながっていたことなどが分かっていた。また、小さなからかいが回を重ね、大きないじめにつながっていたことも明らかになってきた。

このことは、日頃から、教職員が様々な関わりを通じて、すべての生徒との信頼関係を築くこと、また、からかい等の生徒の行動を見過ごさず、一人ひとりが大切にされているという実感を持てる学校づくりを行うことが重要であるという教訓を示している。

今後とも、生徒の自己肯定感やコミュニケーション能力の育成に努めるとともに、

学級活動や学年行事、学習活動において障害のある生徒と周囲の生徒がともに活動する機会を積極的に設けることにより、生徒間の相互理解を深め、お互いを大切にする人権意識を培っていくことが求められている。

9. 知的障害のある生徒の保護者の意識

平成16年7月、専門部会においては府内の中学校養護学級と養護学校中学部に在籍する3年生の保護者全員を対象に「知的障害のある生徒の後期中等教育に関するアンケート」を実施した。

アンケートは、1130名の対象者から719名の回答を得た。そのうち、知的障害のある生徒の保護者の回答は518名であった。

アンケート結果（資料3）のうち、「知的障害のある生徒の高等学校段階における教育の今後のあり方について」という質問に対する回答結果は表6のとおりである。

生徒の障害種別を問う質問に対して「知的障害」と回答した人に注目すると、約40%は「どちらかといえば高等学校で受入れるべき」と考えており、「どちらかと言えば養護学校で受入れるべき」「どちらともいえない」と考えている人は共に25%となっている。

また、これを在籍校別に見ると、一番多い回答は、養護学校在籍者の保護者では、「どちらかといえば養護学校で受入れるべき」で42%、中学校養護学級在籍者の保護者では、「どちらかといえば高等学校で受入れるべき」で56%となっている。なお、二番目に多い回答は、双方とも「どちらともいえない」となっている。

表6 知的障害のある生徒の高等学校段階における教育の今後のあり方について (人)

	全体		知的障害		養護学校		養護学級	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
①どちらかといえば、高等学校で受入れ、教育内容を充実すべきである	283	39%	205	40%	30	14%	175	56%
②どちらかといえば、養護学校で受入れ、教育内容を充実すべきである	154	21%	128	25%	88	42%	40	13%
③どちらともいえない	163	23%	128	25%	64	31%	64	21%
④よくわからない	82	11%	46	9%	22	11%	24	8%
未記入	37	5%	11	2%	4	2%	7	2%

Ⅲ 今後の方向性

調査研究における成果や課題等の検証の結果、今後の共生社会を担っていく生徒を育成する上で教育的効果が大きいことや、高等学校への進学希望を持っている知的障害のある生徒や保護者が多いことなどを踏まえると、大阪府が全国に先駆けて知的障害のある生徒の高等学校への受入れを施策として展開していく意義は大きい。

そのため、今後、大阪府においては、高等学校においても、社会的自立の力を身につけることを目的として、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行い、「共に学び、共に育つ」教育を推進するため、調査研究における成果を引き継ぎ、課題解決にも努めながら、知的障害のある生徒が高等学校で学ぶための施策を計画的に推進していくことが必要である。

なお、施策の実施にあたっては、調査研究が平成 17 年度で終了することから、調査研究を継承する取組みを引き続き推進するとともに、教育内容の充実と財政的課題の解決を図るため、調査研究の趣旨を踏まえながら、国制度を活用する取組みも併せて研究することが必要である。

また、これらの高等学校の配置にあたっては、府内全域において知的障害のある生徒が志願できるよう、現行及び将来の高等学校の通学区域を踏まえて地域バランスを保ち、通学時間や各地域におけるニーズ等を考慮しながら検討する必要がある。

1. 調査研究を継承する取組み

(1) 推進の方向

これまでの調査研究の成果を引き継ぎながら、知的障害のある生徒を対象とした入学者選抜を実施し、高等学校における教育を展開していく必要がある。

このため、知的障害のある生徒を対象とした入学者選抜の実施や教育課程の編成等を行うことが不可欠である。これを制度的に明らかにするため、学科内コースの考え方を取り入れ、当該高等学校が設置している学科内に「知的障害生徒特別支援コース（仮称）」を設置することが望ましい。

また、この取組みを行う高等学校にあっては、今後とも、知的障害のある生徒の指導や支援の研究と成果の蓄積を行い、必要に応じて他の高等学校にアドバイスをを行うことが必要である。

(2) 対象者

当分の間、次に掲げる各項目に該当する者とすることが望ましい。

- ア. 本人及び保護者の住所が府内にあり、府内の中学校、養護学校中学部を当該年度に卒業する見込みで、在籍する学校長の推薦を受けた者
- イ. 療育手帳を所持する者、または公的機関等により知的障害を有すると判定を受けた者
- ウ. 自主的な通学が可能で、共に学ぼうとする意欲がある者

なお、アについては、既に中学校等を卒業した者も対象者に加えるべきとの意見もあり、今後の検討が必要である。

(3) 選抜

ア. 募集人員

生徒・保護者の高等学校入学希望の状況をはじめ、各学校の学科や教育課程、学級数等を踏まえ、1学年当りの募集人員は2名ないし3名とすることが望ましい。

イ. 選抜の観点

次の観点等により選抜を行うことが望ましい。

- (ア) 志望する高等学校の特色の理解
- (イ) 学校内外での学習や活動
- (ウ) 興味・関心の広さや、共に学ぼうとする意欲
- (エ) 出身中学校（中学部）など地域の関係機関との連携

ウ. 選抜方法

選抜方法については、調査研究における方法を引き継ぎ、調査書、中学校長による推薦書、面接を資料として、それらを総合的に評価して判定することとし、学力検査は課さない方法により選抜を行うことが必要である。

なお、選抜の公平性を確保するため、各資料の評価割合や生徒に関する情報収集の在り方等について、今後とも一層の検討が必要である。

2. 調査研究の趣旨を活かした取組み

知的障害のある生徒が障害のない生徒と共に学ぶ機会を高等学校の場で共有することを推進するため、調査研究の趣旨を活かしながら、国制度の活用を含め、創意工夫した取組みも併せて検討していくことが求められる。このため、モデル校を指定するなどし、課題の整理や解決方を研究していくことが重要である。

モデル校の指定に当たっては、新たな取組みであることを踏まえ、高等学校と障害教育のセンター校的役割を持つ特別支援学校(注)が連携することも一つの方策である。

さらに、その後の取組みについては、モデル校における課題の整理や解決方の進捗状況を踏まえつつ推進していく必要がある。

※注：特別支援学校とは、現在、国で検討されている特別支援教育の考え方の中で、障害のある生徒一人ひとりのニーズに応じた教育を行うとともに、小中学校等を支援するセンター的機能を充実させることなどを特色として示された学校である。

IV 実施に向けての課題

今後、より円滑な施策の展開を図るため、府教育委員会は、次に掲げる事柄について、取り組んでいく必要がある。

1. 教職員の資質向上

今後、知的障害のある生徒が高等学校で学ぶ機会が増えることから、広い視野を持ち、臨機に対応できる行動力を備え、生徒一人ひとりの可能性を見出していくなど、教職員の資質を研修等により向上させていくことが重要である。

2. 府民への周知と理解促進

これまで、府教育委員会は、調査研究報告会の毎年度開催や広報誌への掲載、また、報道機関への情報提供等により調査研究の周知と理解促進に努めてきた。

この取り組みの定着にあたっては、府民の理解が重要なことから、今後とも、積極的に広報活動を行い、多くの府民への周知徹底と理解促進に努める必要がある。

3. 府内の医療・福祉・労働機関等への周知と理解促進

知的障害のある生徒の指導や支援、卒業後の進路において、出身中学校はもとより、大阪府及び生徒が居住する各市町村の関係部局や関係機関等との連携が必要であることから、府教育委員会は、市町村等を通じて、この取り組みについて、大阪府及び府内市町村の医療・福祉・労働の関係部局や関係機関等へ周知を行うことにより、相談の窓口となる職員等の理解促進に努める必要がある。

4. 国に対する要望

平成16年12月に中央教育審議会によりまとめられた「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」（中間報告）において、「後期中等教育における特別支援教育の推進に係る諸課題について、早急な検討が必要である」との認識が示されている。

アンケート調査に見られる多くのニーズに対応するためには、財政的にも国制度の活用が不可欠であることから、下記の事項について積極的に要望していくことが必要である。

—国に対する要望事項—

ア 学校教育法第75条において、「小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校には、・・・特殊学級を置くことができる」とあるので、学校教育法施行規則第73条の17～22について、高等学校及び中等教育学校後期課程の準用規定を設けること。

イ 学校教育法第75条において、「小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校には、・・・特殊学級を置くことができる」とあるので、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の第6条に、特殊学級の標準も示すこと。

ウ 特別支援教育の具体化に当たっては、高等学校においても実施が可能となるよう制度設計を行なうこと。